

社会保険労務士・行政書士

## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談  
各種許認可申請・相続・内容証明文書作成

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki jima@yahoo. co. jp



2008年9月号

## 企業倒産と雇用保険加入

石油価格の異常な高騰は、中小企業に深刻な影響をもたらし、やむなく廃業せざるを得ないという会社がでています。当然ながらこうした会社の多くは、退職金が支払えるような状況になく、事業主にとっても従業員にとっても大変な事態です。

ある事業主から電話がありました。「廃業することにしたので、雇用保険の手続きをしていただきたい。雇用保険に加入していなかった従業員も加入させて失業保険がもらえるようにできないものか」といいます。昨年、労災保険・雇用保険に未加入の事業所に回った際、いわば説得して加入してもらった事業主です。

当時、事業主は、「うちは今にも倒産しそうな会社、保険料がとて払えない」といいます。「長年会社に貢献してきた従業員のために最低でも失業給付が受けられるよう

にしておくことは事業主として必要なこと」と話した結果、従業員の一部ではあったが雇用保険に加入しました。

その会社は、1年もちませんでした。しかし、労働保険に加入していたため、未加入従業員の保険料未払い分を支払いうことによって、従業員全員が失業保険を受けられるようになりました。

ちなみに、倒産等の「会社都合による退職」の場合、雇用保険に6か月以上加入しておれば「求職者給付」が受けられます。

経営が厳しくても、労働保険には加入しておくことの必要性をつくづく感じたයි。



# 障害年金が受けられるための3か条

## 第1 初診日が特定できること

障害の初診日が厚生年金加入期間中なら障害厚生年金（1級・2級・3級・障害手当金）、初診日が国民年金に加入期間中なら障害基礎年金（1級・2級）になります。初診日の特定は医療機関に受信状況証明書を記載してもらいます。この証明書が添付できないときは初診日が証明出来るものを提出します。

## 第2 保険料が納められていること

初診日が20歳前にある障害を除き、国民年金の保険料の納付が、次のいずれかを満たしていることが必要です。

- ① 初診日のある月の前々月までに保険料を納付した月（免除期間含む）が3分の2以上あること。
- ② 初診日のある月の前々月までの一年間に保険料が納められていること（免除期間含む）。

**注意** サラリーマン・公務員などの厚生年金や共済年金の加入期間やその妻（被扶養配偶者）は保険料納付済期間になります。

## 第3 障害の程度が次の障害等級に該当すること

病気のときは初診日から1年6ヶ月経過したときに、ケガのときは症状が固定したときに、下記障害等級に該当していることが必要です。また、これらのときに障害等級に該当していなくても65歳になるまでに該当したときは障害年金が受けられます。

### 障害等級の目安

- 1級 他人の介助を受けなければ日常生活ができない状態
- 2級 日常生活に著しい制限を必要とし、労働により収入を得ることが困難な状態
- 3級 軽作業または短時間労働等、労働に著しい制限を必要とする状態

障害手当金 初診日から5年以内に治った（症状が固定した）障害であって、労働が制限を受けるか労働に制限を加えることが必要な状態

（1級・2級は国民年金・厚生年金共通、3級・障害手当金は厚生年金のみ）

障害年金はよく準備しないまま請求すると、不支給になったり、さかのぼってもらえるはずの年金がもらえなかったり、等級が不当であったりし、大損します。請求前にご相談ください

# 事業主の労災特別加入とは

## 1 特別加入制度とは

労災保険は、労働者が業務上や通勤途上で被災した場合、その治療費、休業損害、後遺症障害、死亡の場合の遺族補償等を行う制度です。

使用者（事業主等）に対する補償は法の趣旨からして行われていません。しかし、小規模企業の場合、使用者である社長や事業主も従業員と同様の業務に従事することが多く、常に業務上や通勤途上の災害にあう危険に直面しています。

そこで、一定の条件に該当し、本人が希望すれば労働者と同様の補償を受けられる制度が設けられています。これが「特別加入制度」です。特別加入者の種別は、①中小事業主等、②一人親方等、③海外派遣者（労働者）の3つに区分されています。

## 2 中小事業主等の特別加入

中小企業の事業主が以下の条件をすべて満たす場合、労災保険に加入することができます。

- ① 労働保険の事務を労働保険事務組合に委託していること
- ② 業務に従事している事業主の家族、役員がすべて加入の申請をすること（従事している者の中で一部のみの申請はできない）

③ 定められた規模以下の中小事業主であること（金融業・保険業・不動産業・小売業は常時50人以下、卸売業・サービス業は常時100人以下、その他の業種は常時300人以下の労働者）

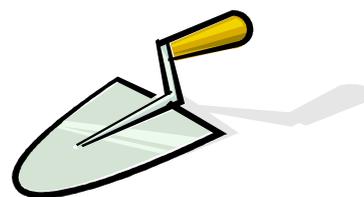
④ 労災保険が成立していること（1人以上労働者を使用していること）

以上の条件をすべて満たしている場合に申請できますが、役員、事業主ですから、通常賃金を基に算出する平均賃金を算定することができません。

そこで、申請時に希望する給付基礎日額（平均賃金に該当するもの。3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、1万円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、2万円）を、選択して申請します。

## 3 その他

特別加入の制度はあくまでも労災保険の例外的な制度ですので、加入の申請を行って監督署長の承認を受けるという手順を踏まなければなりません。



**●日雇い派遣の原則禁止へ**

厚生労働省による労働者派遣法改正案の素案が明らかになり、30日以内の日雇い派遣の原則禁止、グループ内派遣の8割以下への制限、派遣社員常用雇用の努力義務化などが盛り込まれていることがわかった。労働政策審議会での議論を経てから10月中旬までに改正案をまとめ、秋の臨時国会に提出する予定。(8月27日)

**●厚生年金保険料の延滞金引下げを検討**

厚生労働省は、厚生年金保険料を滞納した事業主が支払う延滞金について、額の引下げや延滞金発生期限の引延しの検討に入ったことがわかった。支払いが3週間程度遅れると年率14.6%の延滞金利による延滞金が発生するが、中小零細企業の資金繰りに深刻な影響を与えとの意見が出ていた。2006年度の滞納事業所数は10万8,070カ所。(8月27日)

**●「残業、休日・休暇」に関する不満が最多**

労働組合が過去5年間に組合員から受け付けた職場に対する不満・苦情で最も多かったのは「残業、休日・休暇」(70%)に関することだったことが、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査で明らかになった。次いで、「賃金、一時金」(64%)、「仕事の進め方」(58%)が上位を占めた。(8月24日)

**●コナカ店長2人は「名ばかり管理職」・地裁**

紳士服大手「コナカ」の店長2人が「名ばかり管理職」だったとして、未払い残業代(計約1,280万円)を求めて申し立てていた労働審判において、横浜地裁は原告の主張を認めたことがわかった。(8月23日)

**●派遣労働者の労災事故が3年間で8倍に**

2007年度における派遣労働者の労災事故による死傷者数が5,885人となり、2年前の約2.4倍、3年前の約8倍になったことが、厚生労働省の調査で明らかになった。製造業への派遣での事故が約7割を占めており、死亡者は36人だった。(8月21日)

**●年金第三者委の受付5万件 処理件数は4割**

総務省の「年金記録確認第三者委員会」における受付件数が5万162件となったことがわかった。判定処理が行われたのは2万1,004件(41.9%)で、このうち判定により記録が回復したのは8,757件(41.7%)だった。受付件数は今後さらに増える見込みで、処理が遅れている都心部を中心に体制整備が課題となる。(8月16日)

**●「長く働きたい」高年齢層ほど希望**

厚生労働省は、「高齢期における社会保障に関する意識等調査報告書」を発表し、「少なくとも70歳まで働きたい」「生涯働きたい」と考える人の割合が合わせて3割を超えることがわかった。

年代別では、年齢層が上がるほど長く働きたいと考える人が多くなる傾向が明らかになった。(8月14日)

**●年長フリーター雇用企業に助成金支給の方針**

厚生労働省は、非正規労働者の年齢層が上昇していることを踏まえ、30歳代後半の非正規労働者を試行的に雇用する企業に対し、2009年度から助成金を支給する方針を示した。新制度では、これまで「トライアル雇用」制度の対象外となっていた35～39歳の年齢層を助成金支給の対象とする。(8月13日)